

決算

平成29年度 歳出総額

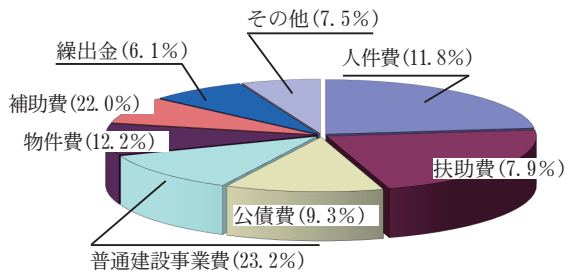
97億1,622万円

総務財政課

①一般会計 ～ 使ったお金（性質別歳出決算と構成状況）

科目	平成29年度	構成比	平成28年度	前年度比較	
				増減額	増減率
義務的経費	18億3,955万円	29.0	19億2,732万円	△8,777万円	△4.6
人件費	7億4,662万円	11.8	7億8,043万円	△3,381万円	△4.3
扶助費	5億208万円	7.9	5億2,980万円	△2,772万円	△5.2
公債費	5億9,085万円	9.3	6億1,709万円	△2,624万円	△4.3
普通建設事業費	14億6,938万円	23.2	6億1,575万円	8億5,363万円	138.6
その他の経費	30億2,591万円	47.8	29億5,705万円	6,886万円	2.3
物件費	7億7,140万円	12.2	8億6,680万円	△9,540万円	△11.0
補助費	13億9,576万円	22.0	12億8,960万円	1億616万円	8.2
繰出金	3億8,639万円	6.1	3億9,891万円	△1,252万円	△3.1
その他	4億7,236万円	7.5	4億174万円	7,062万円	17.6
合計	63億3,484万円	100.0	55億12万円	8億3,472万円	15.2

- 義務的経費について、対前年度比4.6%減少の主な要因は、人件費4.6%減、扶助費5.2%減、公債費4.3%減があげられます。
- 普通建設事業費について、対前年度比138.6%増加の主な要因は、総合体育館建設事業、中学校教員住宅建設事業、あったからんど温泉井掘削事業、クアプラザピリカプール棟改修事業の増があげられます。
- その他の経費について、対前年度比2.3%増加の主な要因は、水槽付消防ポンプ自動車購入事業及び地方創生事業に関する各種補助金、第2幹線川災害復旧事業、除雪経費の増があげられます。

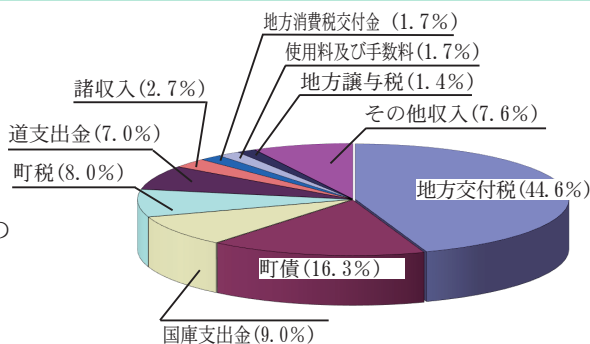


今金町の台所事情とも言える平成29年度の「決算」が、第3回今金町定例議会に報告され、9月26日に承認となりました。
一般会計における歳出総額は63億3,484万円（前年度比15.2%）、歳入は63億7,252万円（前年度比14.6%）となっています。

②一般会計 ～ 入ってきたお金（歳入決算と構成状況）

科目	平成29年度	構成比	平成28年度	前年度比較	
				増減額	増減率
地方交付税	28億4,413万円	44.6	29億5,934万円	△1億1,521万円	△3.9
町債	10億3,678万円	16.3	3億4,480万円	6億9,198万円	200.7
国庫支出金	5億7,120万円	9.0	4億8,461万円	8,659万円	17.9
町税	5億1,255万円	8.0	5億61万円	1,194万円	2.4
道支出金	4億4,793万円	7.0	3億4,881万円	9,912万円	28.4
諸収入	1億7,025万円	2.7	5,315万円	1億1,710万円	220.3
地方消費税交付金	1億539万円	1.7	1億153万円	386万円	3.8
使用料及び手数料	1億1,064万円	1.7	1億775万円	289万円	2.7
地方譲与税	9,053万円	1.4	9,002万円	51万円	0.6
その他収入	4億8,312万円	7.6	5億6,984万円	△8,672万円	△15.2
合計	63億7,252万円	100.0	55億6,046万円	8億1,206万円	14.6

- 町債の対前年度比200.7%増加及び国庫支出金の17.9%増加の主な要因は、総合体育館建設事業による増があげられます。
- 道支出金の対前年度比28.4%増加の主な要因は、農業及び林業事業費増加に伴う交付金等の増があげられます。
- 諸収入の対前年度比220.3%増加の主な要因は、北海道備荒資金組合積立金支消交付金の増があげられます。



限られた財源による効果的な運営を行うため、引き続き徹底した行財政改革の推進により、財政健全化の確保に留意しつつ、第5次総合計画に沿った事業の実施に積極的に取り組んで参りました。

今月の特集

行政情報

各種情報

情報かわら版

まちの話題

まちなり暮らし

学びの道標へ

③会計別決算状況

会計名	歳出 (前年度対比)	歳入 (前年度対比)
一般会計	63億3,484万円 (15.2%)	63億7,252万円 (14.6%)
特別会計	33億8,138万円 (1.2%)	33億9,266万円 (1.2%)
・国保事業	10億8,255万円 (5.0%)	10億8,503万円 (4.9%)
・後期高齢者医療	8,487万円 (1.9%)	8,505万円 (2.1%)
・介護保険	7億6,125万円 (5.8%)	7億6,243万円 (5.6%)
保険事業勘定	7億4,811万円 (5.9%)	7億4,911万円 (5.7%)
サービス事業勘定	1,314万円 (3.7%)	1,332万円 (1.5%)
・介護老人保健施設	4億 229万円 (4.6%)	4億 236万円 (4.6%)
収益的収入、支出	3億6,835万円	3億6,842万円
資本的収入、支出	3,394万円	-
損益勘定留保資金	-	3,394万円
・国保施設(病院)	7億4,344万円 (△3.6%)	7億4,432万円 (△3.6%)
収益的収入、支出	7億1,835万円	7億1,923万円
資本的収入、支出	2,509万円	60万円
損益勘定留保資金	-	2,449万円
・簡易水道事業	1億2,203万円 (△14.3%)	1億2,838万円 (△12.7%)
・公共下水道事業	1億8,495万円 (△12.1%)	1億8,509万円 (△12.1%)
合計	97億1,622万円 (9.9%)	97億6,518万円 (9.5%)

④その他 決算指標

主な事業内容(歳出) 一般会計

《補助事業》

・総合体育館建設事業	...	50,220万円
・中学校教員住宅建設事業	...	15,422万円
・クアブラザピリカプール棟改修事業	...	9,943万円
・農地耕作条件改善事業	...	6,531万円
・豊田橋長寿命化修繕交付金事業	...	5,297万円
・森林管理道住吉支線開設事業	...	4,411万円
・雪寒機械購入事業	...	4,407万円
・造林事業	...	2,432万円
・美しい森林づくり基盤整備事業	...	1,830万円
・強い農業づくり事業	...	1,820万円

《単独事業》

・あったからんど温泉井掘削事業	...	7,992万円
・障がい者グループホーム整備事業	...	3,897万円
・第2幹線川災害復旧事業	...	3,249万円
・南栄町地区町有住宅改修事業	...	2,560万円
・住宅リフォーム助成事業	...	1,929万円
・田代高台線改修事業	...	1,288万円
・ピリカ旧石器文化館展示資料等制作事業	...	1,200万円
・産業基盤災害復旧支援事業(農業費)	...	1,178万円

積立金(基金及び資金)

内訳	年度末現在高
各会計財政調整基金	5億1,319万円
・財政調整基金(一般会計)	3億 613万円
・国保会計財政調整基金	5,976万円
・簡易水道財政調整基金	1億4,730万円
減債基金	4億4,705万円
生活交通路線確保対策基金	1億6,114万円
ふるさと創生基金	2億 377万円
地域福祉基金	1億4,424万円
公共施設整備基金	15億 753万円
国営緊急農地再編整備事業負担金支払基金	2億1,865万円
まち・ひと・しごと総合戦略基金	6,076万円
その他基金	1億 544万円
小計	33億6,177万円
備荒資金積立金	18億6,709万円
合計	52億2,886万円

借入金(町債の借入状況)

内訳	年度末現在高
【一般会計】	50億 696万円
【特別会計】	14億4,362万円
・国保施設(病院)	5,748万円
・老人保健施設	2億4,002万円
・簡易水道	1億3,557万円
・公共下水道	10億1,055万円
合計	64億5,058万円

【一般会計】
平成29年度は、10億3,678万円を借入れ、元金5億5,627万円、利子3,458万円を償還したことにより、昨年度と比べ4億8,051万円借入残高が増加しております。主な要因は、総合体育館建設事業など過剰対策事業債を借入れたことにより、借入額が償還額を上回ったためです。

【特別会計】
昨年度と比較して、1億4,810万円借入残高が減少しております。この要因は、同額の元金を償還したことによるものです。

⑤健全化判断比率の状況について

●実質赤字比率は?

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	15%	20%

●連結実質赤字比率は?

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	20%	30%

●実質公債費比率は?

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
6.3%	25%	35%

●将来負担比率は?

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	350%	-

●公営企業資金不足比率は?

介護老人保健施設特別会計	国民健康保険特別会計施設勘定	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	経営健全化基準
-	-	-	-	20%

健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生性の必要を判断するためのものとして、4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならぬとされています。

●早期健全化基準

早期健全化基準を超えた場合、その市町村は**財政健全化計画**の策定が義務付けられます。

●財政再生基準

再生基準を超えた場合、その市町村は**財政再生計画**の策定が義務付けられます。財政再生計画に対して国の同意がない場合は、一部を除き地方債の起債が制限されます。

●経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が**経営健全化基準**を超えた場合は、その公営企業会計は**経営健全化計画**の策定が義務付けられます。

【用語解説】

早期健全化基準を超えた場合、その市町村は**財政健全化計画**の策定が義務付けられます。

●財政再生基準

再生基準を超えた場合、その市町村は**財政再生計画**の策定が義務付けられます。財政再生計画に対して国の同意がない場合は、一部を除き地方債の起債が制限されます。

●経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が**経営健全化基準**を超えた場合は、その公営企業会計は**経営健全化計画**の策定が義務付けられます。